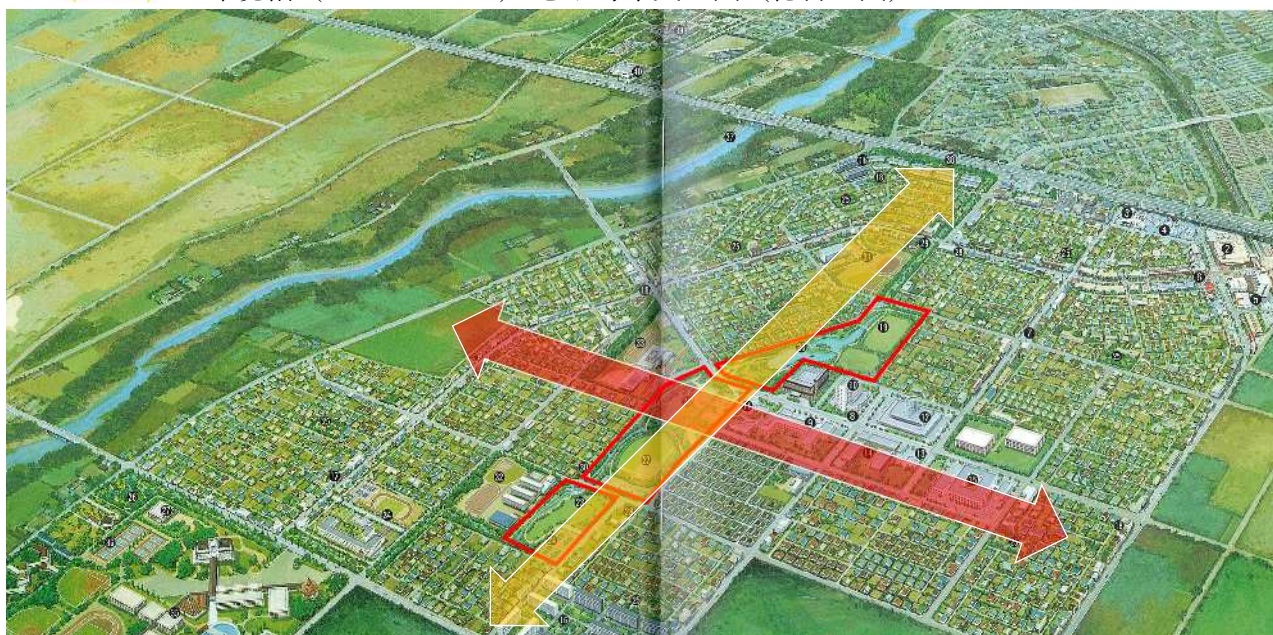


恵み野中央公園改修設計等委託業務に係るプロポーザル実施要領

1 目的

恵み野中央公園（以下、「本公園」という。）は、恵み野地域の環境軸（パークベルト）として、地域の中心部を南北に縦断する形で立地しており、水と緑が織りなす豊かな環境は、地域のレクリエーション活動や自然とのふれあいの場の創出、潤いのある都市景観の形成など、多様な機能や役割を担い、長く地域に親しまれてきました。

-  生活軸（ライフベルト） JR 恵み野駅・商業・医療・公共施設
-  環境軸（パークベルト） 恵み野中央公園（総合公園）



 恵み野中央公園

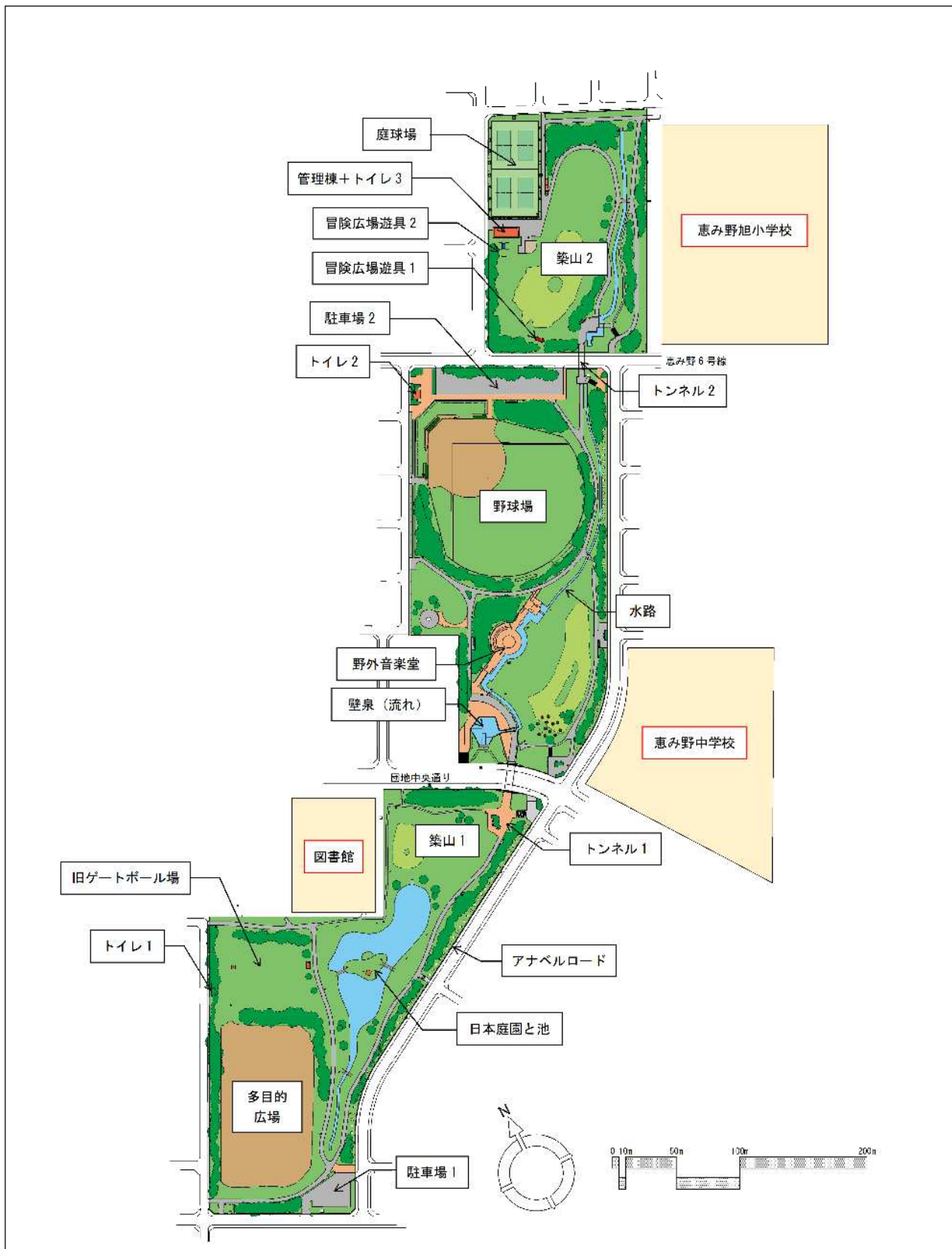
一方、供用開始から約 40 年が経過し、施設が老朽化したことに加え、樹木が大きく成長したことによる防犯上などの懸念が指摘され、さらに周辺環境や社会状況の変化により、本公園に求められるニーズも多様化しております。

このような背景を踏まえ、恵庭市（以下、「本市」という。）では本公園が有する魅力を再認識するとともに、安全で快適な地域コミュニティ形成の一翼を担う空間の創出、また豊かで潤いのある生活と都市環境の形成を図ることを目的として、令和 5 年度より地域市民等で構成する「恵み野中央公園を考える会」を発足し、施設改修を契機とした今後の本公園の新たな公園像（テーマ）をはじめ、施設改修内容や持続可能な公園としてあるべき姿について話し合いが進められ、令和 6 年 12 月 26 日に提言書として恵庭市長に提出されました。

本市は、提出された提言書の趣旨やそこに込められた思いを受け止め、令和 7 年 1 月に改修基本計画（案）を策定し、令和 7 年 2 月の成案化を目指しています。

この要領は、令和7年3月策定予定の恵み野中央公園改修基本計画に基づき、恵み野中央公園の改修設計等を委託する事業者について、多様な機能や役割を担っている本公園の現状を踏まえつつ、安全で快適な地域コミュニティ形成の一翼を担う空間の創出や豊かで潤いのある生活と都市環境の形成、災害時における一時避難場所や地域の防災拠点としての役割を担う施設などを整備することから、プロポーザル方式により実績・専門性・技術力などを総合的に判断し、受託者を選定するため、その実施方法等必要な事項を定めるものです。

【図】 恵み野中央公園の現況



2 業務概要

- (1) 業 務 名 恵み野中央公園改修設計等委託業務（ゼロ市債）
- (2) 履行場所 恵庭市恵み野
- (3) 履行期間 委託契約締結日から令和 8 年 1 月 30 日（金）まで
- (4) 業務内容 別紙「恵み野中央公園改修 要求水準」および「恵み野中央公園 建屋（建築）要求水準書」のとおり

3 実施形式 公募型プロポーザル

4 見積限度額 40,414,000 円（消費税および地方消費税を含む）

5 スケジュール

- | | |
|----------------------|------------------------------------|
| (1) 公募開始 | 令和 7 年 2 月 25 日（火） |
| (2) 参加申込の受付締切日 | 令和 7 年 3 月 5 日（水） |
| (3) 参加資格の確認結果通知 | 令和 7 年 3 月 7 日（金） |
| | ※参加資格が認められない場合にのみ、参加資格の確認結果を通知します。 |
| (4) 質問締切日 | 令和 7 年 3 月 10 日（月） |
| (5) 質問回答日 | 令和 7 年 3 月 12 日（水） |
| (6) 提案書提出締切日 | 令和 7 年 3 月 21 日（金） |
| (7) 書類審査結果通知日 | 令和 7 年 3 月下旬（予定） |
| (8) プレゼンテーション（ヒアリング） | 令和 7 年 3 月下旬（予定） |
| (9) 選定結果通知日 | 令和 7 年 4 月上旬（予定） |
| (10) 契約締結 | 令和 7 年 4 月上旬（予定） |

6 参加資格

参加できるのは、次の要件全てに該当する者としします。ただし、設計共同体（以下、「JV」という。）で参加する場合は、(1)～(6)の要件は全ての構成員が満たすとともに、(7)～(10)の要件は各要件に定める構成員が満たすものとしします。なお、一者またはJVの構成員として複数の参加は認めません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）167 条の 4 第 1 項および第 2 項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 経営状態が不健全であると認められる者でないこと。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により更生手続開始の申立てをしたものおよび更生手続開始の申立てをなされた者にあつては裁判所の更生計画の認可の決定を受けた後「競争入札参加資格再審査申請」を提出し受理された者を、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により再生手続開始の申立てをした者および再生手続開始の申立てをなされた者にあつては裁判所の再生計画の認可の決定を受けた後「競争入札参加資格再審査申請」を提出し受理された者を除く。
- (3) 恵庭市暴力団排除条例（平成 26 年条例第 30 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員、または同条第 4 号に規定する暴力団関係事業者ではないこと。
- (4) 恵庭市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成 21 年 1 月 15 日実施）の規定による指名停止期間中でないこと。
- (5) 市税の滞納が無いこと。
- (6) その他選定、対象業務等の実施に際して適正さが阻害される事項がないこと。
- (7) 石狩管内に本社または支店、出張所等を有し、恵庭市競争入札参加資格者として「設計部門」で登録され、かつ「造園部門」または「都市計画および地方計画部門」の建設コンサルタント登録業者であつて、過去（平成 31 年度（令和元年度）以降）において同種または類似業務を元請で受注実績を有する者であること。ただし、人的関係（役員が現に兼務している場合）、資本関係（親会社と子会社の関係、親会社を同じくする子会社同士の関係）またはその他入札の適正化が阻害されると認められる場合は、同一業務と一緒に応募することができない。

なお、J V の場合は、代表者構成員が上記（7）による入札参加資格を有し、他の構成員が建築関係の建設コンサルタント業務の入札参加資格を有していること。出資比率に関する要件は付さないこととします。

- (8) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所あるいは二級建築士事務所の登録を受けていること。また、J V の場合は、代表者以外の構成員が一級建築士事務所あるいは二級建築士事務所の登録を受けていること。
- (9) 本業務において、登録ランドスケープアーキテクト（RLA）、技術士（総合監理部門または建設部門〔都市および地方計画〕）、シビルコンサルティングマネージャー（RCCM〔造園または都市計画および地方計画〕）のいずれかの資格を有し、かつ平成 31 年度（令和元年度）以降に、国や地方公共団体またはその他の公共団体から受注した都市公園の設計業務を担当した実績のある管理技術者および照査技術者各 1 名（兼任は不可）を配置できること。（本プロポーザルの公告日において連続して 3 か月以上の雇用関係にあること。）

また、J V の場合は管理技術者または照査技術者は、代表者構成員が配置できること。

なお、本プロポーザルにおける都市公園とは、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条に定める都市公園とします。

- (10) 管理技術者・照査技術者とは別に複数名の担当技術者を配置し、そのうち 1 名は一級建築士もしくは二級建築士の資格を有する者を配置できること。

7 参加申込手続

参加を希望し、参加資格を満たす者は次のとおり書類を提出してください。

(1) 参加申込書

- 1)受付期間 令和 7 年 3 月 5 日（水）12 時 00 分まで（時間厳守・郵送の場合必着）
- 2)提出方法 持参または郵送
- 3)提出書類 ①参加申込書【様式 1】
②設計共同体協定書【様式 2】 ※ J V の場合のみ
③資格・実績等調書【様式 3～5】
- 4)提出場所 〒061-1444 北海道恵庭市京町 85-2
恵庭市建設部公園緑地課 担当：川副（かわぞえ）・江田（ごうだ）

(2) 提案書

- 1)受付期間 令和 7 年 3 月 21 日（金）12 時 00 分まで（時間厳守・郵送の場合必着）
※上記受付期間を過ぎた場合は、いかなる理由であっても提案書を受け付けません。
- 2)提出方法 持参または郵送
- 3)提出書類 ①提案書【様式 6】（正本 1 部 副本 10 部）
②見積書【様式 8】
- 4)提出場所 〒061-1444 北海道恵庭市京町 85-2
恵庭市建設部公園緑地課 担当：川副（かわぞえ）・江田（ごうだ）

(3) 提案を求める内容

- 1)実施方針
 - ①業務実施体制（必須）
 - ②業務の実施方針（必須）
 - ③業務の実施計画（必須）
 - ④業務に対する適性（必須）
 - ⑤平成 31 年 4 月 1 日以降に受注した本業務の参考となる業務実績（任意）

2)設計提案

- ①恵み野中央公園改修基本計画を踏まえ、本公園の基本方針として掲げる4つのグリーンインフラの取り組み（憩う・守る・つなぐ・呼び込む）を具現化するための、具体的な施設・空間整備の内容について提案してください。
- ②（仮称）パークセンターについて、本公園の拠点施設としてふさわしいものであるために、施設の配置、平常時と災害時の利活用、周辺施設との相互利用の視点から提案してください。
- ③施設改修中および施設改修後における、本公園と市民の関わり方や運営管理の視点から提案してください。
- ④本公園の改修設計および改修工事におけるコスト縮減の方策について提案してください。

8 参加資格の確認結果通知

- （1）通知期限 参加資格が認められない場合にのみ、令和7年3月7日（金）までに参加資格の確認結果を通知します。
- （2）通知方法 参加申込書に記載されたメールアドレスへ通知

9 質問回答

- （1）質問方法 質問書【様式7】を電子メールにより公園緑地課宛てに提出
- （2）質問書送付先 e-mail : kouenryokuchi@city.eniwa.hokkaido.jp
※質問書を送付した場合、必ず「18 問い合わせ先」に電話連絡し、質問書の受領を確認すること。
- （3）質問締切日時 令和7年3月10日（月）12時00分
- （4）質問回答日時 令和7年3月12日（水）17時00分までに掲載
- （5）通知方法 提出のあった質問を集約し、恵庭市ホームページに回答を掲載
(質問者の氏名・名称等は公表しません)

ただし、参加資格に関することや質問または回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者にのみ参加申込書に記載されたメールアドレスへ回答を送付します。また、質問の内容によっては回答しない場合もあります。

- （6）その他 参加申込書を提出していない者については、質問を受け付けません。

10 書類審査結果通知

- (1) 通知期限 令和7年3月下旬(予定)に提案書の書類確認結果を通知します。
- (2) 通知方法 参加申込書に記載されたメールアドレスへ通知
- (3) その他 プレゼンテーションの実施詳細も通知します。

また、応募者多数の場合は、提案書の審査により5者程度をプレゼンテーションの対象者として選定します。

11 プレゼンテーション(ヒアリング)

- (1) 日 時 令和7年3月下旬(予定)
- (2) 場 所 書類審査結果通知に記載
- (3) 出席者 4名以内

12 評価基準 別紙 評価項目・基準表のとおり

13 選定方法

- (1) 評価基準書に基づき、提案書、プレゼンテーション等の審査により行います。審査の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行います。
ただし、その者と合意に至らない場合は、評価点の高い順に交渉を行います。
- (2) 評価点の合計が同点の場合は、見積金額が最も低い提案を最優秀提案とします。
- (3) 評価点の合計が60%未満の場合は、交渉権者として選定しません。
- (4) 参加者が1者であっても、評価点の合計が60%以上であれば随意契約の交渉を行います。
- (5) 次の事項のいずれかに該当する提案者は失格とします。
 - 1) 提出期限を過ぎて提案書を提出した者
 - 2) 提案書に虚偽の内容が記載されている者
 - 3) プレゼンテーション(ヒアリング)に参加しなかった者
 - 4) 審査の公平性を害する行為があったと選定委員会が認めた者
 - 5) 見積書の金額が見積限度額を超えている者

14 選定結果の通知

選定結果は、優先交渉権者が決定後、恵庭市ホームページに掲載するとともに、プレゼンテーション（ヒアリング）に参加した全者に対し、参加申込書に記載されたメールアドレス宛に通知します。

なお、選定結果に対する異議等は一切受け付けません。

15 提出書類について

- （１）提出書類は返却しません。
- （２）提案書の提出は１参加者につき１件です。
- （３）提出された書類は、このプロポーザルに係る審査以外には使用しません。

ただし、情報公開請求があった場合には、恵庭市情報公開条例（平成６年１２月２８日条例第１８号）に基づき対応するので、第三者に開示する場合があります。

- （４）提出後の訂正、差替えは、本市から指示があった場合を除き認めません。

16 契約条件

- （１）優先交渉権者と委託内容、仕様書、経費等について交渉を行った上で、再度見積書の提出を求め、契約を締結します。
- （２）提案書による提案内容に添った契約とし、提案書の内容を変更することは原則できません。
- （３）契約保証金は、恵庭市契約事務規則（平成９年３月３１日規則第１０号）第５３条第２項第８号により減免します。
- （４）委託業務の全部または主要部分を一括して第三者に再委託することはできません。
- （５）委託業務の実施に際して個人情報を取得したときは、恵庭市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和５年条例第１２号)の規定に基づき、これを適切に取り扱うものとします。
- （６）前金払は、委託料の１０分の３以内の請求ができるものとします。
- （７）その他契約に関する条項は、恵庭市契約事務規則によります。

17 その他

- （１）このプロポーザルにかかる費用は、すべて参加者の負担とします。やむを得ない理由によりこのプロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を本市に請求することはできません。

- (2) 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届(様式9)を提出してください。
- (3) 提案書の著作権は、その提案書を作成した者に帰属するものとしますが、契約相手となった者の提案書については、本市が無償で利用できるものとします。

18 問い合わせ先

恵庭市建設部公園緑地課 担当：川副(かわぞえ)・江田(こうだ)

〒061-1444 北海道恵庭市京町 85-2 電話 0123-33-3131(内線 2421) FAX 0123-33-3137

e-mail kouenryokuchi@city.eniwa.hokkaido.jp